

## 行政書士業務委任契約書

委任者 を甲、受任者行政書士髙橋隆二を乙 として、甲乙間において下記のとおり行政書士業務委任契約を締結する。

第1条 (業務の委任及び受任)

甲は乙に下記業務を委任し、乙はこれを受任する。

- 一. 別紙「業務依頼書」(受託番号-
- ) に記載の内容
- 1. 前号の手続に必要となる下記書類の交付申請、受領に関する一切の件
- ① 車庫証明 ② 保管場所使用承諾証明書 ③ 住民票 ④ 戸籍 ⑥ その他(
- 三. 復代理人行政書士選任に関する一切の権限
- 2 受任した業務(事件)の処理に関連して、前項各号以外の手続が必要となったときは、別途甲乙協議して決定する。

## 第2条 (受任業務の処理)

乙は、他士業者にその事案を引き継ぎ、若しくは協力を求める必要が生じたときは、予め、甲の承諾を 得なければならないものとする。

### 第3条 (委任者・受任者の責務)

甲は乙に対し、業務の処理に必要となる資料、書類について、当然正当な権限者が発行した適正なものを提示、提出するものとし、業務の処理に関し 積極的かつ全面的に乙に協力する。乙は業務の進捗について適宜必要な報告を行い、誠実に業務を処理するものとする。

#### 第4条(必要経費の取扱い)

甲は、業務の処理に関して生ずる、貼用印紙・証紙代、税金、保証供託金、旅費、宿泊費、日当・交通費、その他必要経費の実費額を、乙の請求後3 日以内に乙に支払う。

### 第5条 (報酬の支払い)

甲は、業務(事件)が終了したときは、直ちに報酬を乙に支払う。

- 2 乙はこの報酬を請求するときは、その計算書を甲に交付するものとする。
- 3 甲が乙の承諾なしに申請を取下げ等により終了させ、又は正当な理由なしにこの契約を解約したとき、若しくは甲の責任により業務 (事件) の処理 を不能にしたときでも、乙は甲に第1項の報酬を請求することができる。甲が報酬を支払わないときは、乙は甲からの預かり金と報酬とを相殺するこ とができる。

#### 第6条 (契約の解除)

甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したとき、又は著しい不信行為があり、委託信任関係が維持できなくなったときは、いつでも本契約を解除する ことができる。

2 前項により本契約が解除されたときは、甲及び乙は直ちに債権債務を清算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずるものとする。

# 第7条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。 (3)
- 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。 (4)

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を既存する行為
- 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
  - 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合 (1)
  - (2)前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - 前項(4)の確約に反した行為をした場合 (3)
- 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された方は、相手方に対し、相手方が被った損害を賠償する。
- 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された方は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行わない。

### 第8条 (その他協議事項)

本契約に記載のない事項について、甲と乙は、 信義に照らし誠実に協議して、これを定めるものとする。

以上の合意を証するため、この契約書2通を作成して甲と乙とが記名押印のうえ各自その1通を所持する。

月 日

(甲:依頼者)

住所

氏名

(EII)

(乙:行政書士)

東京都豊島区東池袋 3 丁目 23 番 22-1707 号 住所

)

氏名 髙橋隆二 (第 21082418 号)